

発議第1号

嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年2月28日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会  
委員長 梶原 睦也

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等  
の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。